

# 参 考 資 料

総務省自治税務局  
平成24年4月25日

# ① 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

## 地方税法の税目一覧

	普通税		目的税	
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税
法定税	道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 鉱区税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税	狩猟税	入湯税 事業所税
法定任意税			水利地益税	都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税
法定外税	道府県法定外普通税	市町村法定外普通税	法定外目的税(H12創設)	

# 地方税の税目別収入額及びその割合(平成22年度決算)

地方税計 343,163億円

## ○ 道府県税

(単位：億円、%)

税目	税収額	比率
道府県民税	54,767	39.0
事業税	24,371	17.4
個人分	1,840	1.3
法人分	22,530	16.1
地方消費税	26,419	18.8
不動産取得税	3,789	2.7
道府県たばこ税	2,561	1.8
ゴルフ場利用税	546	0.4
自動車取得税	1,916	1.4
軽油引取税	9,180	6.5
自動車税	16,155	11.5
鉱区税	4	0.0
固定資産税(特例)	52	0.0
法定外普通税	404	0.3
狩猟税	19	0.0
法定外目的税	80	0.1
旧法による税	0	0.0
合計 ※1	140,262	100.0

## ○ 市町村税

(単位：億円、%)

税目	税収額	比率
市町村民税	87,485	43.1
固定資産税 ※2	89,613	44.2
軽自動車税	1,776	0.9
市町村たばこ税	7,876	3.9
鉱産税	18	0.0
特別土地保有税	29	0.0
法定外普通税	14	0.0
入湯税	223	0.1
事業所税	3,295	1.6
都市計画税	12,555	6.2
水利地益税	0	0.0
共同施設税	-	-
宅地開発税	-	-
法定外目的税	18	0.0
旧法による税	0	0.0
合計 ※1	202,901	100.0

※1 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、合計とは一致しない場合がある。

※2 固定資産税は市町村交付金を含む。

## ○法定任意税の詳細

税目	創設年度	目的	課税団体 (H22)	税率	税収額 (H22決算)
都市計画税	S31	都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため	656市町村	制限税率 (0.3%)	12,555億円
水利地益税	S25	水利に関する事業、林業に関する事業等の実施に要する費用に充てるため	5市町村	任意	0.3億円
共同施設税	S25	共同作業場、共同倉庫等の施設に関する費用に充てるため	0	任意	—
宅地開発税	S44	宅地開発に伴い必要となる道路、水路等の整備に要する費用に充てるため	0	任意	—
国民健康保険税	S26	国民健康保険等に要する費用に充てるため	1,511市町村	※	15,963億円

※ 税率の定めがなく、課税すべき総額を所得や被保険者数等に応じて按分して課税額を算出。

## ＜税率についての課税自主権の拡大＞

- ② 制限税率の見直し
- ③ 地方団体の税率等の選択の自由拡大のための環境整備
- ④ 地方団体が自主的な取組みを意欲的に進めるために必要な環境整備

# 税率の種類

## ○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種類	概要	税目		
		道府県税	市町村税	
一定税率	地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税	自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税		市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）		市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり			都市計画税
	制限税率なし		水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他				入湯税

# 制限税率の一覧

## ○ 道府県税

税 目	制 限 税 率	根拠条文（地方税法）
法人道府県民税 （法人税割）	6%（標準税率5%）	第51条第1項
個人事業税	標準税率の1.1倍	第72条の49の13第3項
法人事業税	標準税率の1.2倍	第72条の24の7第7項
ゴルフ場利用税	1,200円（標準税率800円）	第76条第2項
自動車税	標準税率の1.5倍	第147条第4項

## ○ 市町村税

税 目	制 限 税 率	根拠条文（地方税法）
法人市町村民税 （均等割）	標準税率の1.2倍	第312条第2項
法人市町村民税 （法人税割）	14.7%（標準税率12.3%）	第314条の4第1項
軽自動車税	標準税率の1.5倍	第444条第2項
鉱産税	1.2%（標準税率1.0%） （200万円/月以下の場合 0.9%（標準税率0.7%））	第520条第2項
都市計画税	0.3%	第702条の4



# 超過課税の状況

## ア 超過課税実施団体数（平成22年4月1日現在）

### ○ 都道府県

#### <道府県民税>

個人均等割 30団体 〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割 1団体 〔神奈川県〕

法人均等割 30団体 〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割 46団体 〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税> 8団体 〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

<自動車税> 1団体 〔東京都〕

### ○ 市町村

#### <市町村民税>

個人均等割 3団体 〔北海道夕張市、神奈川県横浜市、宮崎県宮崎市〕

所得割 2団体 〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕

法人均等割 404団体

法人税割 1,003団体

<固定資産税> 162団体

<軽自動車税> 33団体 〔北海道〕函館市、夕張市、留萌市、美幌市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町〔青森県〕鱒ヶ沢町〔山梨県〕早川町〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市〔香川県〕高松市〔高知県〕高知市、須崎市〔福岡県〕大牟田市

<鉱産税> 34団体

<入湯税> 2団体 〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

## イ 超過課税の規模（平成22年度決算）

道府県税(団体数)		
道府県民税	個人均等割 (30団体)	174.7億円
	所得割 (1団体)	24.7億円
	法人均等割 (30団体)	89.8億円
	法人税割 (46団体)	824.0億円
法人事業税 (8団体)	977.0億円	
自動車税 (1団体)	8百万円	
道府県税計		2,090.4億円
市町村税(団体数) <sup>(注)</sup>		
市町村民税	個人均等割 (3団体)	16.9億円
	所得割 (2団体)	0.7億円
	法人均等割 (404団体)	153.1億円
	法人税割 (1,003団体)	2,036.8億円
固定資産税 (162団体)	371.9億円	
軽自動車税 (33団体)	7.2億円	
鉱産税 (34団体)	9百万円	
入湯税 (2団体)	23百万円	
市町村税計		2,586.9億円
超過課税合計		4,677.3億円

※ 地方税収に占める割合 1.36%

※ 地方法人二税の占める割合:87.2%

## 標準税率未満での課税を行う団体の例

団体名	税目	実施年度	内 容
愛知県 名古屋市	個人 市民税	H24年度 課税分から (注1)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,800円(税率5%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.7% (税率5%引下げ)
	法人 住民税		《均等割》 9段階に区分されている税率を、それぞれ5%引下げ 例) 資本金1,000万円以下かつ従業員数50人以下の法人の例 50,000円 → 47,500円
愛知県 半田市	個人 市民税	H22年度 課税分のみ (注2)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
埼玉県 北本市	個人 市民税	H23年度 課税分のみ (注3)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)
愛知県 大治町	個人 町民税	H23年度 課税分のみ (注4)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
沖縄県 金武町	個人 町民税	H24年度 課税分から	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)

(注1) 名古屋市は過去、平成22年度に限り個人市民税及び法人住民税の10%減税を実施。

(注2) 半田市は交付団体となったことから、平成23年度以降の減税は実施していない。

(注3) 北本市は平成24年度以降は都市計画税の税率を0.25%から0.2%に引き下げることとし、個人市民税の減税を継続しないこととした。

(注4) 大治町は防災対策を優先するため、個人町民税の減税を継続しないこととした。

# 課税自主権の活用状況（超過課税等）

## ○ 税率設定の自由度の拡大（超過課税等）

### 平成10年度 税制改正

- ・市町村民税均等割・所得割について、制限税率を廃止

### 平成15年度 税制改正

- ・法人事業税について、制限税率を緩和 [1.1倍→1.2倍]

### 平成16年度 税制改正

- ・標準税率によらないことができる要件の緩和（超過課税の制約緩和）
- ・固定資産税について、制限税率を廃止

### 平成18年度 税制改正

- ・自動車税・軽自動車税について、制限税率を緩和 [1.2倍→1.5倍]

例) 個人住民税の超過課税（高知県、岡山県など30県）

（目的）地球温暖化防止、水源涵養のための森林機能保全など

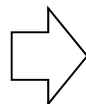
（課税対象）住民税均等割を標準税率の1.3～2.0倍で課税

## 超過課税の導入状況

〔法人事業税〕

7団体  
(H13.4月現在)

943億円  
(平成13年度決算)



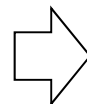
8団体  
(H22.4月現在)

977億円  
(平成22年度決算)

〔道府県民税（個人均等割）〕

0団体  
(H13.4月現在)

—



30団体  
(H22.4月現在)

175億円  
(平成22年度決算)

〔全体〕

4,712億円  
(平成13年度決算)

1.33%  
(地方税収に占める割合)



4,677億円  
(平成22年度決算)

1.36%  
(地方税収に占める割合)

## ⑤ 法定外税の新設・変更への関与の見直し

# 法定外税について

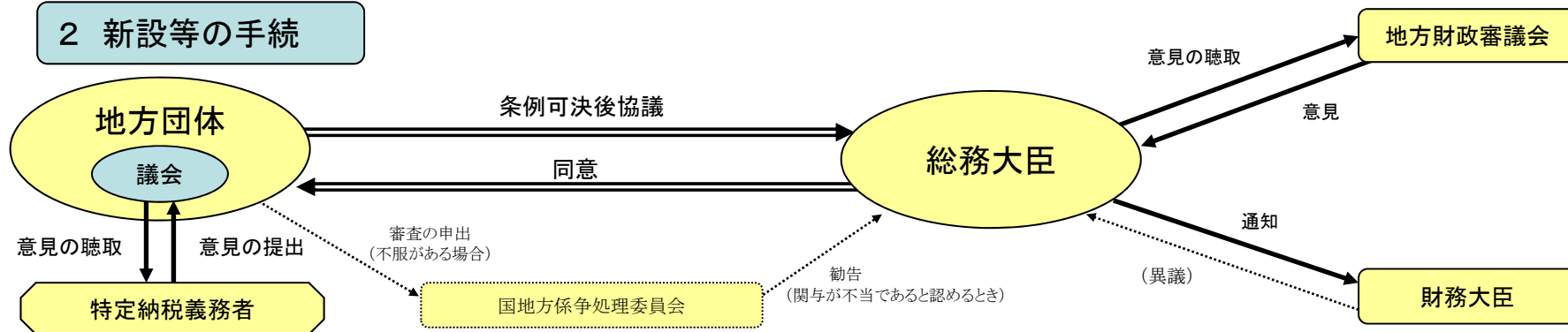
## 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

## 2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。

（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

### 「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

# 法定外税の状況

(件数は平成22年4月1日現在)  
(金額は平成22年度決算額)

平成22年度決算額 516億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

## 1 法定外普通税〔418億円(21件)〕

### [都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	232	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	1.2	茨城県
核燃料物質等取扱税	15.1	青森県
臨時特例企業税 <sup>(※1)</sup>	0.2	神奈川県
計	404億円	〈15件〉

### [市区町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都) <sup>(※4)</sup> 、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.6	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	4	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)
計	14億円	〈7件〉

## 2 法定外目的税〔97億円(36件)〕

### [都道府県]

産業廃棄物税等 <sup>(※2)</sup>	69	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	80億円	〈29件〉

### [市区町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	1.2	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税 <sup>(※3)</sup>	0.06	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)
計	18億円	〈5件〉

\*1 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収があるため掲載している。

\*2 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

\*3 環境協力税は平成23年4月1日から渡嘉敷村においても施行。

\*4 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。

\*5 端数処理のため、計が一致しない。

## 課税自主権の活用状況（法定外税）

### ○ 法定外税の自由度の拡大

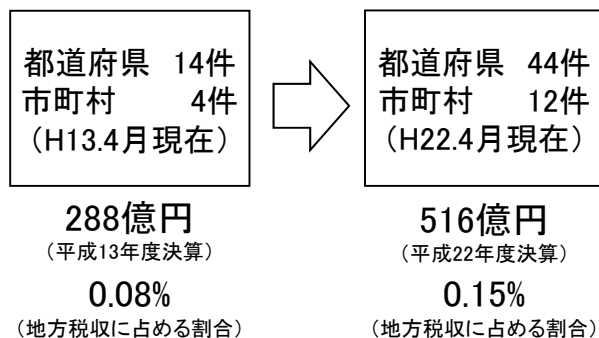
平成12年4月（地方分権一括法）

- ・ 法定外普通税の「許可制」から、「協議・同意制」（消極要件に該当しない限り、総務大臣は同意しなければならない）に変更
- ・ 法定外目的税の創設

平成16年度 税制改正

- ・ 既存の法定外税の変更（税率引下げ等）に係る国の関与を廃止
- ・ 特定納税義務者への意見聴取制度を創設

### 法定外税の導入状況



## 「中間取りまとめ」における法定外税の新設・変更への関与の見直しの論点と主な意見

### 【論点1】「法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性」について

(「中間取りまとめ」における整理) 中間取りまとめ9ページ

「法定外税に係る国と地方の協議の意義を積極的に認める立場から、関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべきという意見が多く、本研究会としてはその方向で今後さらに議論を進めていきたい。」

(参考) その他の意見

○ 国の関与を廃止すべきとの意見

責任ある首長や議会の判断を尊重する観点や法定外税と同様に地方団体の課税自主権を具現化したものである超過課税については同意を要さないこととのバランスの観点等から、国の関与を廃止すべき。

○ 見直しを急ぐ必要はないのではないかとする意見

現実に即して考えた場合に、法定外税への国の関与はそれほど問題にはなっておらず、見直しを急ぐ必要はないのではないか。



## 【論点2】「手続面の関与」について

### ① 地方税法に規定する関与(同意付き協議)の見直し

#### ○ 検討の視点

- ・地域主権の推進する観点、手続に係るコスト、不適當な法定外税が設定されるリスクの最小化の観点から検討すべき。

#### ○ 同意不要の協議とすべきとする意見

- ・現行の地方税法第261条等を、実体要件と同意を必要としない協議に分けた上で、協議は事前にしっかり制度を検討するために必要なものと位置づけ、同意は要しないこととする(法定外税に係る実体要件を納税者等が訴訟で争える形で設定した上で、それとは別に、国と地方の間で協議をするという制度がさらにあると考えればよい)。

#### ○ 条件付きの同意を考えてもよいのではないかという意見

- ・附帯意見付きの同意として、附帯意見が満たされなくても同意は有効と考えるものと、条件付きの同意というものを考えてもよいのではないか。

#### ○ 法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべきとする意見

- ・法定外税には負担水準、税収ともに小規模のものが多く、そのような法定外税は、届出制とするなど国への協議は不要とできるのではないか。法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべき。ただし、地方団体や特定の地域・企業にとって大きな問題となりかねない法定外税は、案件の性格による同意の要否を整理した上で、国との協議を要するとすべき。

#### ※ 協議のタイミングについては、団体意思の決定前、決定後の両論あった。

その他、届出制とすればよいのではないかとの意見や、地方団体の実態に即した議論をしていかなければならないとの意見があった。

## 【論点2】「手続面の関与」について

### ② 事後的な是正措置(手続面での関与を縮小した場合、事後的な是正措置を講じる必要があるか)

#### ○ 行政的手続を重視する意見

- ・個人にとって訴訟は現実的には色々な面でハードルが高く、是正措置として必ずしも有効に機能するとは言えず、せいぜい抑止的な効果にとどまる。実務的に機能するような行政的手続を設ける方が合目的的ではないか。

#### ○ 司法判断を重視する意見

- ・ある法定外税について、要件はクリアしていてもなお地方税法違反であるという主張が成り立つ場合はあり得、その点を巡っては訴訟にならざるを得ない。
- ・事後的な司法コントロールという意味から、税負担が重いなど新税に不満がある企業などが訴訟を起こすことは望ましい。

#### ○ その他

- ・同意要件を整備すれば訴訟が減るわけではなく、同意と訴訟リスクの間には基本的には関係がない。

### 【論点3】「要件面の関与」について

#### ① 現在の不同意要件について

##### ○ 手続面の関与を縮小する場合の要件の明確化

- ・法定外税が地方税法違反であるとする納税者が事後的に地方税法の条文を根拠にして条例による課税の違法を訴えることができるような、明確な法定要件を設定すべき。

##### ○ 「国の経済施策」について

- ・現在の要件では「国の経済施策に抵触するからこの条例は違法だ」という主張で納税者が争うのは非常に難しく、納税者の立場から訴訟を起こしやすくするという観点で要件を改めて検討する必要がある。
- ・要件の意味が不透明であるため、国の利害と対立する法定外税について総務省に不同意圧力がかかっているのではないか。
- ・「国の経済施策」という表現が拡大解釈されることが危惧されるとしても、要件の具体的な見直しを行うまでの必要な事実がまだ蓄積されていないのではないか。

##### ○ 議論の進め方について

- ・具体的な要件の議論は、要件をどう位置付けるかという議論(同意をするか否かの要件とするか、納税者が訴訟する時の要件とするか)を整理した上ではないか。

### 【論点3】「要件面の関与」について

#### ② 廃止すべき要件と新たな要件の追加

##### ○ 住民や議会との関係等

- ・国税又は他の地方税と課税標準を同じくする法定外税についての住民の負担については、住民や議会のコントロールが働くものであり、過重な負担であるか否かについて国の判断を求める必要はない。
- ・一方で、専ら他の地方団体の住民に負担を求める法定外税など、国の判断を求める必要があると考えられるものについては要件として入っていない。
- ・特定の者に負担が著しく偏るというようなことは避けるための要件を設定すべき。
- ・法定外税の創設に至る各課税団体の事情を踏まえるべきとの観点から、他の地方団体の住民に対する課税を抑止するための要件設定は慎重に考えるべき。

##### ○ 現行の要件を廃止した場合の取扱い

- ・特定の要件を廃止する場合であっても、廃止した要件について国が地方団体に対して意見を述べることができないと解するべきではなく、国から意見は言えるが、それを理由に不同意にすることはできないと整理すべき。

## ⑥ 税務執行面における地方団体の責任

## 税務調査

- 地方税法上、地方団体の徴税吏員は、各税目ごとに定める質問検査権に基づき、納税義務者等に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査することができることとされており、各地方団体が独自に調査を実施。  
(地方税における税務調査については、地域主権改革の観点に立つべきこと及び地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であることなどに留意が必要。)
  
- 例えば個人住民税では、市町村において次のような調査を実施。
  - ・ 扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査
  - ・ 原稿料・講演料等の支払調書の調査
  - ・ 給与支払報告書未提出事業所に対する聴き取り・実地調査
  - ・ 住民税申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査

## 地方税の滞納発生状況

- 地方税はそのほとんどが年度内に収納されており、平成22年度の滞納発生割合（金額ベース）は1.7%である。

### 税目別滞納発生割合（平成22年度）

（単位：億円、%）

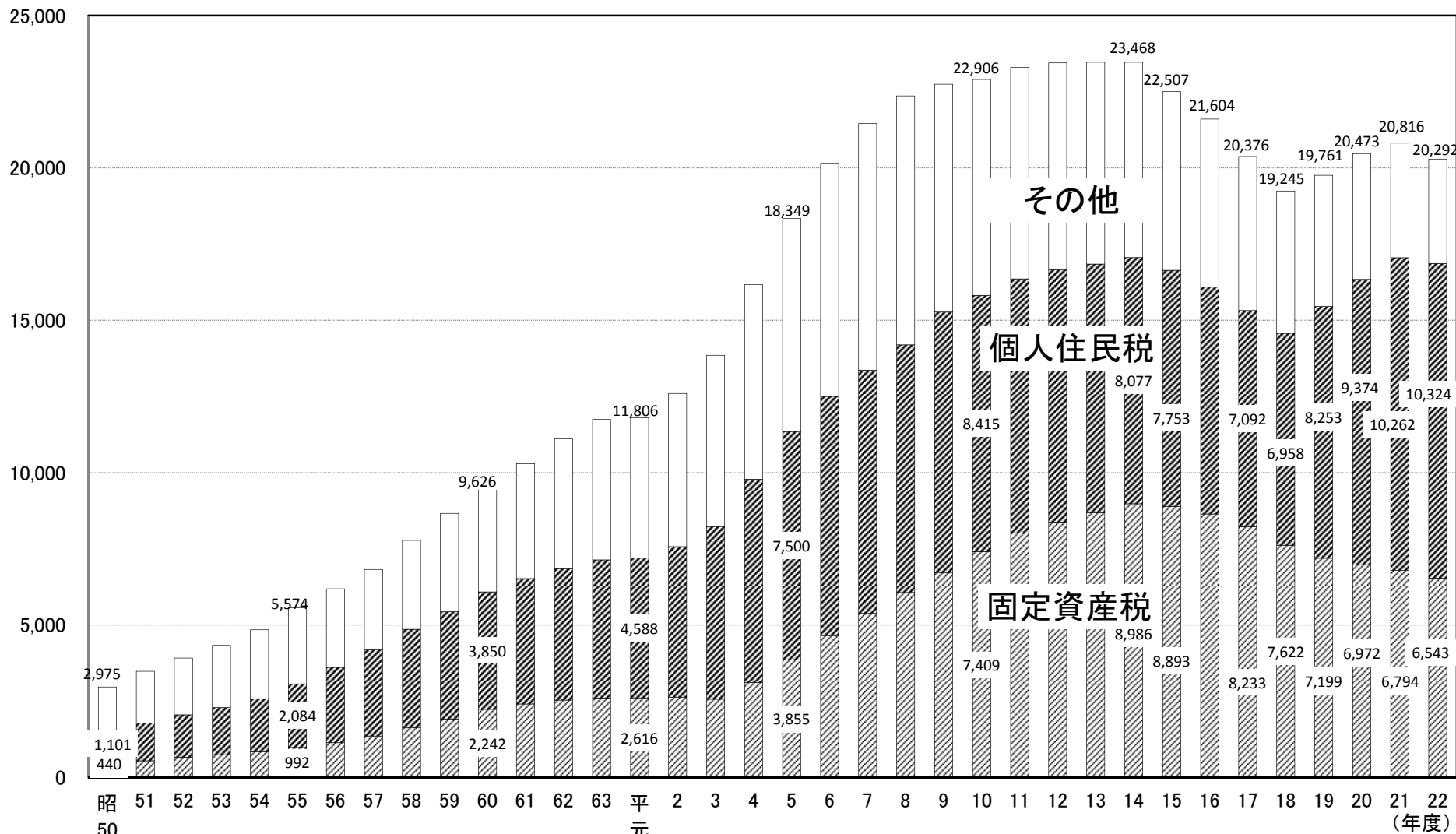
	調定額累計 (a)	新規発生滞納額 (b)	滞納発生割合 (b) / (a)
<b>道府県税</b>			
道府県民税 所得割	44,421	1,156	2.6%
道府県民税 法人税割	6,114	18	0.3%
個人事業税	1,840	34	1.8%
法人事業税	22,531	63	0.3%
不動産取得税	3,817	144	3.8%
自動車税	16,177	181	1.1%
道府県税 合計	114,196	1,766	1.5%
<b>市町村税</b>			
市町村民税 所得割	66,513	1,587	2.4%
市町村民税 法人税割	15,425	66	0.4%
固定資産税	89,960	1,597	1.8%
軽自動車税	1,796	57	3.2%
都市計画税	12,589	212	1.7%
市町村税 合計	203,717	3,635	1.8%
<b>地方税計</b>	<b>317,913</b>	<b>5,401</b>	<b>1.7%</b>

（注）新規発生滞納額：平成22年度末における調定済額（現年分）から収入済額（現年分）を控除した額。

## 徴収の現状(地方税滞納の推移)

- 地方税の滞納金額は平成19年度以降増加していたが、平成22年度は減少。平成19年度の税源移譲後、個人住民税の滞納額の増加が顕著。

(億円)



(注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。  
 2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。